



2022年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社エージーピー
 代表者名 代表取締役社長執行役員 大貫 哲也
 (コード番号:9377 東証スタンダード市場)
 問合せ先 執行役員 経営企画部長 竹山 哲也
 TEL. 03-3747-1631

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年6月21日開催予定の当社第57回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を(電子提供措置等)に変更することについて、2022年6月21日開催予定の第57回定時株主総会に付議することといたしたい。

なお、定款の変更は、株主総会の特別決議となります。

※特別決議…株主総会で議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する(当社は定款の定めにより3分の1以上株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上にて承認)

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 本会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p>
<p>(新 設)</p>	

	<p>第 1 条 <u>現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更ための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 21 日
定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 21 日

以上